



2020年8月31日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社
(コード番号：9308 東証第一部)
代表者名 代表取締役社長 乾 康之
問合せ先 コーポレートマネジメント部長
加藤 貴子
(TEL. 03-5548-8613)

当社第100回定時株主総会にて承認可決された第3号議案に基づく
アルファレオホールディングス合同会社への
質問状に対する回答受信のお知らせ

当社は、当社第100回定時株主総会において承認可決された第3号議案に基づき、当社株主であるアルファレオホールディングス合同会社（以下「アルファレオ社」といいます。）に対して、2020年7月30日に初回質問状を送付いたしましたが、2020年8月28日付で回答（添付1）（以下、「本回答」といいます。）を受信いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本回答の内容

アルファレオ社は、会社法831条1項に基づき、2020年6月19日開催の当社第100回定時株主総会における第1号議案、第2号議案及び第3号議案に係る各決議の取消を求める訴えを2020年8月28日に東京地方裁判所に提起したため、初回質問状に対する回答は差し控えるとのことであります。詳細は添付1をご参照ください。

2. 今後の対応

当社では、2020年6月19日開催の「当社第100回定時株主総会招集ご通知（別紙）」（添付2）に記載いたしましたとおり、アルファレオ社との間で建設的な対話を実現する方策を引き続き検討してまいります。

また、2020年7月30日付で開示いたしました「アルファレオホールディングス合同会社に対する当社第100回定時株主総会において承認可決された第3号議案に基づく初回質問状の送付に関するお知らせ」を添付3に添付しております。

3. その他

添付1において、「2020年6月19日開催の第100回乾汽船株式会社定時株主総会における第1号議案、第2号議案及び第3号議案に係る各決議の取消を求める訴えを2020年8月28日に東京地方裁判所に提起しました」との記載がございますが、現時点において、訴状の送達を受けておらず、当社では訴訟提起の事実の確認ができておりません。訴状を受領次第、改めて開示いたします。

以上

2020年8月28日

乾汽船株式会社取締役会
代表取締役 乾 康之 様
取締役 乾 隆志 様
取締役 苦瀬 博仁 様
取締役 川崎 清隆 様
取締役 神林 伸光 様

アルファレオホールディングス合同会社

職務執行者 渡邊章



乾汽船株式会社取締役会より受領した2020年7月30日付「当社第100回定時株主総会において承認可決された第3号議案に基づく初回質問状」（以下「初回質問状」）に対して下記の通りご返答申し上げます。

記

アルファレオホールディングス合同会社は、会社法831条1項に基づき、2020年6月19日開催の第100回乾汽船株式会社定時株主総会における第1号議案、第2号議案及び第3号議案に係る各決議の取消を求める訴えを2020年8月28日に東京地方裁判所に提起しましたので、初回質問状に対する回答は差し控えさせていただきます。

以上

会社提案

第 3 号議案

当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する
情報提供要請に関する承認の件

当社取締役会は、2020 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において、本総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で、当社が当社の筆頭株主であるアルファレオホールディングス合同会社（以下「アルファレオ社」といいます。）との間で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上へ向けた建設的な対話を実現することを目的として、アルファレオ社に対して、当該対話の実現のために必要となる情報の提供を要請する旨を決議いたしました（以下「本決議」といい、かかる要請を、以下「本情報提供要請」といいます。）。

1. 本決議に至る経緯

当社取締役会は、2020 年 5 月 1 日付で、当社及び当社子会社の従業員並びに当社の従業員組合の組合員である当社の株主複数名から、アルファレオ社の実態や、投資の目的について、全てのステークホルダーに対して納得のいく説明等を求める文書（別添）（以下「本文書」といいます。）を受領いたしました。その後、2020 年 5 月 25 日現在、当社従業員 78 名（本文書の名義人を含み、全従業員の約 98%に相当します。）、当社の関係会社役職員 137 名、その他当社の創業家親族などを含み、合計 236 名の当社の事業に現在関与し、又は、これまで関与してきた方々（以下「当社従業員等」といいます。）より、本文書に賛同する旨の連絡を受けております。なお、本文書の名義人及びその賛同者が保有する株式の総数は 3,633,810 株（2020 年 3 月 31 日現在における当社発行済株式総数（以下「当社発行済株式総数」といいます。）の 13.94%に相当します。）、当該株式に係る議決権の総数は 36,295 個（2020 年 3 月 31 日現在における当社発行済株式に係る議決権の総数（以下「当社議決権総数」といいます。）の 14.66%に相当します。）となります。

そして、当社取締役会は、本文書の内容及びその賛同者の数等を勘案した結果、本文書が提出された背景には、以下の 2 点が存在すると考えました。すなわち、まず、①2020 年 3 月 31 日現在におけるアルファレオ社の保有する株式については、その総数が当社発行済株式総数の 29.01%、当該株式に係る議決権の総数が当社議決権総数の 30.34%であり、アルファレオ社が当社の経営・事業運営等に強い影響力を有していること、次に、②アルファレオ社が、当社代表取締役の取締役からの解任議案や任期中の当社全監査役の解任議案を当社株主総会に提出するなど、自己の株主権を行使することを通じて、当社の経営・事業運営等にその強い影響力を及ぼすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を阻害しかねないのではないかとの不安を当社従業員等に生じさせていることです。当社取締役会は、本文書の内容を真摯に受け止め、今後の対応について検討を行った結果、上記のとおり当社従業員等に不安が生じたのは、これまで当社とアルファレオ社との間で当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上へ向けた建設的な対話が十分でなかったことに原因があり、今後、アルファレオ社との間で、より本質的な方法を通じて建設的な対話を行う必要があるとの結論に至りました。

乾汽船株式会社第 100 回定時株主総会招集ご通知（別紙）

しかしながら、アルファレオ社は、スチュワードシップ・コードに則り当社との対話を推進していく旨を明言しておりますが、その実態が必ずしも定かではなく、また、如何なる目的をもって当社株式への投資を行っているのかも明らかでないため、同社との間で建設的な対話を実現するための基礎となる情報を欠いている状況にあります。この点に関して、アルファレオ社は、2019年10月29日付当社プレスリリース「当社質問状に対する回答書受領に関するお知らせ」のとおり、当社株式への投資目的を「純投資」として回答しており、また、同社が提出した2020年5月15日付変更報告書(13)においても、当社株式の保有目的を「純投資が基本であるが、状況に応じて経営陣への助言や重要提案行為を行う」と述べておりますが、例えば、アルファレオ社が求める当社代表取締役の取締役からの解任や当社全監査役の解任については、仮に同社が求めるとおりに当該解任が実現した場合、当該解任後の当社の経営・事業運営等のためにはそれらの後任となる候補者等の適切な代替案があつてしかるべきであるにもかかわらず、アルファレオ社からは適切な代替案が示されませんでした。「純投資」を目的として当社株式を保有している同社が、なぜ当社に対して適切な代替案なくこのような行為を行うのか、当社といたしましてはその意図を測りかねております。

当社取締役会は、これまでも、アルファレオ社に対し、同社の実態や、投資の目的等の情報の提供を要請してはきましたが、同社からは十分な回答が得られておりませんでした。しかしながら、本文書による要請を契機として、アルファレオ社に対する今後の対応を検討した結果、アルファレオ社に対して、改めて情報提供を要請する必要があると判断いたしました。

また、本情報提供要請の実施は、会社法及び当社定款上、株主総会決議を要する事項として定められているものではございませんが、上記の経緯を踏まえ、特定の株主であるアルファレオ社のみ情報提供を要請するものであること、アルファレオ社が、上記のとおり当社の経営・事業運営等に重大な影響を与え得る株主であるため、今後のアルファレオ社との対話の方針等が当社の経営・事業運営等に重大な影響を与える可能性があること等に鑑み、本情報提供要請に当たっては、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことが適切であると判断いたしました。

本議案は、以上の理由により、株主の皆様に対して、本情報提供要請を実施することについてのご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に関する決議は、会社法第309条第1項及び当社定款第17条第1項に定める普通決議の要件により実施されるものといたします。

2. 本情報提供要請の手続

(1) 情報提供の要請

当社取締役会は、2020年7月31日（金）までに、アルファレオ社に対して、以下の各事項に関連する質問等を記載した書面（以下「初回質問状」といいます。）を発送し、同社に回答を要請いたします。なお、当社への回答期限については、初回質問状の発送日から30日後の日とし、これを初回質問状に記載することといたします。

乾汽船株式会社第 100 回定時株主総会招集ご通知（別紙）

- ① アルファレオ社及びその関係会社の概要（名称、所在地、資本関係（実質的な資金提供者との関係を含む。）、役員構成（実質的な意思決定の主体を含む。）等）
- ② 当社株式を保有する目的（当社に対する助言・提案行為を行う目的を含む。）
- ③ スチュワードシップ責任を果たすための機関投資家の活動のあり方についての考え方
- ④ 上記③を踏まえた当社との対話の方針
- ⑤ 当社株式の今後の保有・売却等の方針
- ⑥ 今後実施を予定している当社株式の追加取得その他の投資の方法及び内容
- ⑦ 当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、想定している経営者候補等
- ⑧ 今後当社株式の追加取得その他の投資を行う場合における当社の株主（アルファレオ社を除く。）、従業員、取引先その他の当社の利害関係者等への対応方針
- ⑨ 当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策、及び当該施策が当社の企業価値を向上させることの根拠
- ⑩ 過去に行われたアルファレオ社の当社に対する助言・提案行為が当社の企業価値を向上させることの根拠
- ⑪ 当社株式の取得その他の投資のために投下した資本の回収方針
- ⑫ 当社株式の取得資金に係る資金調達の概要（調達先の名称、金額・返済期日その他の調達条件等）及び担保の状況

(2) 追加の情報提供の要請

当社取締役会は、初回質問状に対するアルファレオ社の回答内容が同社との間で建設的な対話を実現するために十分でないとは合理的に判断する場合には、アルファレオ社に対して、追加の質問等を記載した書面（以下「追加質問状」といいます。）を送付し、同社に追加の回答を要請いたします。

かかる追加の質問等は、アルファレオ社の回答内容が同社との間で建設的な対話を実現するために十分であると当社取締役会が合理的に判断するまで繰り返し行うことができますが、その最終の回答期限日は、当社取締役会によりアルファレオ社の回答内容が同社との間で建設的な対話を実現するために十分であると合理的に判断されない場合でも、初回質問状の発送日から 60 日後の日に設定されます。

(3) 公表

当社は、初回質問状又は追加質問状に対するアルファレオ社の回答の有無及びその概要について、適時かつ適切に公表いたします。

また、当社は、初回質問状及び追加質問状に対するアルファレオ社の回答内容が同社との間で建設的な対話を実現するために十分であるか否かを当社取締役会として合理的に判断の上、その結果を適時かつ適切に公表いたします。

3. 建設的な対話の実施

本情報提供要請に対して、アルファレオ社から当社取締役会に対する情報提供の内容が同社との間で建設的な対話を実現するために十分であると当社取締役会が合理的に判断した場合には、当社は、同社との間で、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上へ向けた建設的な対話を実施したいと考えております。

これに対して、アルファレオ社から当社取締役会に対する情報提供の内容が同社との間で建設的な対話を実現するために十分でないとして当社取締役会が合理的に判断した場合には、当社といたしましては、同社との間で建設的な対話を実現する前提を欠くことになるため、かかる対話を実現することは困難になると言わざるを得ませんが、当社としては、同社との間で建設的な対話を実現する方策を引き続き検討していく方針に変わりはありません。

なお、当社は、本情報提供要請の結果として実現したアルファレオ社との間の対話の有無及びその概要については、これを適時かつ適切に公表いたします。

以 上

2020年5月1日

乾汽船取締役会 御中

乾汽船(株)社員 小坂吉彦
乾汽船従業員組合員 豊田大介
イヌイ倉庫オペレーションズ(株)社員 小山健一
イヌイ運送(株)社員 松本尚彦

乾汽船取締役会への要望

私ども乾汽船及び関係会社の社員は、下記の通り、アルファレオホールディングス合同会社を対象とした買収防衛策の始動を第100期定時株主総会議案に加えることを希望しております。なお、本要望は株主提案ではございません。

記

要望内容：

アルファレオホールディングス合同会社の目的が「純投資」でないことは客観的事実から明らかです。同社は、何者であり、当社に何をしようとしているのかを明らかになるよう必要な処置を講じて下さい。

要望理由：

アルファレオホールディングス合同会社（以下、アルファレオ社）の行為は、我々乾汽船またはその関連会社で働く者から見て、違法ではないかも知れませんが、異常だと考えます。彼らは投資顧問会社と称し保有理由を純投資としているようですが、純投資株主が任期途中の乾康之社長解任等を求めるような行為は尋常ではなく、我々社員の就労や生活に大きな不安をもたらしています。

極めつけは、今回の臨時株主総会を巡る騒動です。COVID-19に揺れる社会情勢に付け込み、他の株主及び発行体会社を徹底して軽視した臨時株主総会の運営方法を巡る主張や考え方は、正気の沙汰とは思えません。またこれまでの社会常識から逸脱した行為は、少なくとも、この1年において、当社および関係会社の事業環境を悪化させ続けています。コロナ禍という未曾有の危機の最中、アルファレオ社の陽動に惑わされることなく、われわれ社員と現経営は一丸となってこの難局を切り抜けていかねばなりません。

まず、アルファレオ社とは、一体何者であり、保有目的が何なのかを、全てのステークホルダーに対して正しく納得のいく説明を求めます。その上で、現在の買収防衛策にあるような独立委員会において「アルファレオ社が乾汽船のステークホルダーにとって、企業価値の毀損をもたらすような敵対者か否か」の判定を行なって欲しいのです。当社の買収防衛策の趣旨からすると、これらの検討の開始は株主総会で決議できるはずですが、アルファレオ社は「買収防衛策に関するすべては株主総会で決議せよ」と主張していますので、本件は是非、その株主総会に諮っていただきたいのです。

言うまでもないことですが、我々の多くは株主でもあります。そして、本件につきましては、当社OB会である乾友会でも賛同をもらっています。また、乾新悟さんを通じて、創業ご一族の皆様方にも声掛けをし、ご協力をいただくことになっております。

なにとぞ本要望をお汲みいただき、一日も早く社員が事業に邁進できる環境を整えていただけますよう宜しくお願い申し上げます。

以上



2020年7月30日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社
代表者名 代表取締役社長 乾 康之
(コード番号：9308 東証第一部)
問合せ先 コーポレートマネジメント部長
加藤 貴子
(TEL. 03-5548-8613)

アルファレオホールディングス合同会社に対する
当社第100回定時株主総会において承認可決された第3号議案に基づく
初回質問状の送付に関するお知らせ

当社取締役会は、2020年6月19日開催の当社第100回定時株主総会において株主の皆様から承認可決いただいた第3号議案に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上へ向けた建設的な対話を実現することを目的として、当社の筆頭株主であるアルファレオホールディングス合同会社（以下「アルファレオ社」といいます。）に対して、本日、別紙の初回質問状（別表を含み、以下「初回質問状」といいます。）を郵送及びメールにて送付いたしましたことを、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に関する詳細は、2020年5月27日付プレスリリース「当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する情報提供要請に関する承認に係るお知らせ」をご参照ください。

1. 当社取締役会からアルファレオ社に対する初回質問状の発送日

2020年7月30日（木）

2. 回答期限

2020年8月29日（土）

3. 今後の見通し

当社は、初回質問状に対するアルファレオ社の回答の有無及びその概要等について、適時かつ適切に公表いたします。

以上

2020年7月30日

アルファレオホールディングス合同会社
代表社員 株式会社マキス
職務執行者 渡邊章行 様

乾汽船株式会社取締役会
代表取締役 乾 康之
取締役 乾 隆志
取締役 苦瀬 博仁
取締役 川崎 清隆
取締役 神林 伸光

当社第100回定時株主総会において承認可決された第3号議案に基づく初回質問状

はじめに

本質問状（以下「初回質問状」といいます。）は、2020年6月19日開催の当社第100回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で承認可決された第3号議案（下記1.において、招集ご通知（別紙）「2. 本情報提供要請の手続（1）情報提供の要請」の記載の一部を抜粋しております。）に基づきお送りしております（以下、第3号議案に基づく貴社と当社との間での書面又は口頭での情報のやり取りを、「本情報提供手続」といいます。）。

なお、当社は、現時点において、2020年4月1日を始期とする中期経営計画を公表しておりません。かかる中期経営計画を確認しない限り回答ができない事項につきましては、その旨ご回答ください。また、当該事項につきましては、当社が中期経営計画を公表した後に、改めてご回答いただきますようお願いいたします。

1. 当社第100回定時総会招集ご通知（別紙）（一部抜粋）

貴社の参照の便宜のため、招集ご通知（別紙）「2. 本情報提供要請の手続（1）情報提供の要請」の記載の一部を以下のとおり抜粋いたします（以下、下記抜粋部分の①乃至⑫の事項を「招集通知記載事項」といいます。）。なお、「アルファレオ社」とは、貴社を指します。

第3号議案 当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する情報提供要請に関する承認の件

2. 本情報提供要請の手続

(1) 情報提供の要請

当社取締役会は、2020年7月31日（金）までに、アルファレオ社に対して、以下の各事項に関連する質問等を記載した書面（以下「初回質問状」といいます。）を発送し、同社に回答を要

請いたします。なお、当社への回答期限については、初回質問状の発送日から 30 日後の日とし、これを初回質問状に記載することといたします。

- ① アルファレオ社及びその関係会社の概要（名称、所在地、資本関係（実質的な資金提供者との関係を含む。）、役員構成（実質的な意思決定の主体を含む。）等）
- ② 当社株式を保有する目的（当社に対する助言・提案行為を行う目的を含む。）
- ③ スチュワードシップ責任を果たすための機関投資家の活動のあり方についての考え方
- ④ 上記③を踏まえた当社との対話の方針
- ⑤ 当社株式の今後の保有・売却等の方針
- ⑥ 今後実施を予定している当社株式の追加取得その他の投資の方法及び内容
- ⑦ 当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、想定している経営者候補等
- ⑧ 今後当社株式の追加取得その他の投資を行う場合における当社の株主（アルファレオ社を除く。）、従業員、取引先その他の当社の利害関係者等への対応方針
- ⑨ 当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策、及び当該施策が当社の企業価値を向上させることの根拠
- ⑩ 過去に行われたアルファレオ社の当社に対する助言・提案行為が当社の企業価値を向上させることの根拠
- ⑪ 当社株式の取得その他の投資のために投下した資本の回収方針
- ⑫ 当社株式の取得資金に係る資金調達の概要（調達先の名称、金額・返済期日その他の調達条件等）及び担保の状況

2. 初回質問事項

下記（1）では、初回質問状記載の各質問にご回答いただくにあたって不可欠の前提となる事項について、貴社の認識をお伺いするものです。

下記（2）以下は、招集通知記載事項に関連する質問等について記載しておりますが、招集通知記載事項との関連性については、下表のとおりです。

<招集通知記載事項（①乃至⑫）との関連性>

①	Q4, Q5, Q6, Q7	⑤	Q14, Q15, Q16	⑨	Q8, Q9
②	Q10, Q11, Q12, Q13	⑥	Q14, Q15, Q16	⑩	Q8, Q9
③	Q3	⑦	Q4, Q5, Q6, Q7	⑪	Q10, Q11, Q12, Q13
④	Q3	⑧	Q14, Q15, Q16	⑫	Q10, Q11, Q12, Q13

（1）初回質問状にご回答いただくにあたっての前提の確認

Q1 貴社と当社との間では、2020年7月30日現在、東京地方裁判所において2件の訴訟が係属しておりますが、当社としては、本情報提供手続を通じ、貴社と当社との間で建設的な対話を実現す

るためには、本情報提供手続において、訴訟等（今後発生したものを含みます。）での論点には言及しないことを貴社及び当社が合意する必要があると考えております。また、書面によるか口頭によるかを問わず、本情報提供手続によって得られた情報（本情報提供手続以外の方法により適法かつ合理的に取得した情報を除きます。）について、訴訟等において利用しないことを貴社及び当社が合意する必要があると考えております。貴社は、貴社及び当社がこれらの合意を行うことにご賛同いただけますでしょうか。

Q2 当社は、以下の方針により本情報提供手続を実施したいと考えております。かかる方針についてご要望又はご意見がある場合にはご教示ください。

- ① 初回質問状又は追加の質問等を記載した書面（以下「追加質問状」といいます。）に対する貴社の回答の有無及びその概要を、適時かつ適切に公表すること
- ② 初回質問状又は追加質問状に対する貴社の回答が、貴社との間で建設的な対話を実現するために十分であるか否かに関する当社取締役会の意見を、適時かつ適切に公表すること
- ③ 上記①及び②に基づき公表する場合、貴社が非公表とすることを要望した事項については、開示される内容が貴社の営業秘密、関係者のプライバシーに該当する等、当該要望に合理的な理由が認められる限り、開示文書においてマスキング、表現の調整その他の適切な処置を行うこと

(2) 当社との対話の方針（招集通知記載事項③及び④）

本質問は、貴社が、スチュワードシップ・コードに則って行動するものでなく、スチュワードシップ責任も負っていないことを前提とするものです。

Q3 当社は、貴社との間での対話については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上や成長（以下「本目的」といいます。）に向けた合理的で建設的なものであるべきと考えております。当社の意見に賛成されますでしょうか。また、本目的とは異なる目的での対話を希望される場合には、当該目的をご説明ください。

(3) 貴社の基本的な情報及び当社事業に関する経営経験・知見等（招集通知記載事項①及び⑦）

Q4 当社は、本目的に向けた合理的で建設的な対話を行うためには、貴社の実態を適切かつ正確に把握することが不可欠であると考えております。貴社及びその関係会社の概要（名称、所在地、資本関係（実質的な資金提供者との関係を含みます。）、役員構成（実質的な意思決定の主体を含みます。）、事業内容等の基本的な情報）を含め、上記対話の実施の観点から当社が貴社の実態を把

握する上で客観的に必要となる情報をご教示ください。なお、必要に応じて関係資料をご提出ください。

- Q5 当社事業（外航海運事業、不動産事業及び倉庫・運送事業）のうち、貴社が経営経験又は知見を有する事業はありますか。かかる事業がある場合は、具体的な根拠や実績とともにご説明ください。また、貴社が経営経験又は知見を有しない事業については、貴社において、当社事業の内容を適切かつ正確に把握し、判定・評価する機能はありますか。かかる機能がある場合は、その内容及び有効性（機能を補完するため第三者を利用している場合は、当該第三者についての説明を含みます。）についてご説明ください。
- Q6 貴社において、当社の企業統治（コーポレートガバナンス）体制や財務戦略、経営戦略を適切かつ正確に把握し、判定・評価する機能はありますか。かかる機能がある場合は、その内容及び有効性（機能を補完するため第三者を利用している場合は、当該第三者についての説明を含みます。）についてご説明ください。
- Q7 貴社及び当社との間の本目的に向けた合理的で建設的な対話において、議題として如何なる事項（テーマ）を想定しているか、Q5 及び Q6 のご回答を踏まえご教示ください。

（4）過去の助言・提案行為の意義等（招集通知記載事項⑨及び⑩）

- Q8 別表に記載する貴社及び 2019 年 2 月 15 日付でその保有する当社株式の全部を貴社に譲渡するまで当社の株主であったアルファレオ株式会社（但し、株主名簿上の名義はアルファレオ 1 号投資事業有限責任組合）の当社に対するこれまでの助言・提案行為（以下「本件助言等」といいます。）について、当社の企業価値の継続的かつ安定的な向上への貢献、及び当社との合理的で建設的な対話への貢献の観点から、それぞれ評価してください（別表の該当欄にご記入ください。）。
- Q9 ①当社の企業価値の継続的かつ安定的な向上に資する行為、及び②当社との合理的で建設的な対話に資する行為とは、具体的にどのようなものであるとお考えでしょうか。上記①及び②のそれぞれについて具体的にご説明ください。

（5）保有目的、資本回収方針等（招集通知記載事項⑫、⑬及び⑭）

- Q10 当社株式を保有する目的を具体的にご説明ください。
- Q11 当社株式の取得その他の投資のために投下した資本の回収方針をご説明ください。その際、貴社が当社株式に対し期待する 1 年当たりの配当水準も明らかにしてください。また、当該配当の

実現のために、現在の当社の事業方針や株主還元方針を大きく変更する必要があるとお考えの場合には、その内容もご説明ください。

Q12 当社株式の取得資金に係る資金調達の詳細（デットとエクイティの別、調達先の名称（名称を開示できない場合は種別（法人・団体である場合には業種等）をご開示ください。）、金額、返済期日、その他の調達条件の重要な事項）及び担保の状況をご教示ください。

Q13 貴社は、令和2年5月15日付で提出した大量保有報告書に係る変更報告書(13)第2-1(7)【保有株券等の取得資金】に記載された借入先より借入を行っているものと理解しておりますが、これらの借入先との間で融資契約（証書貸付、手形貸付及び当座貸越を含みますが、これらに限られません。以下本質問につき同じです。）を締結するに当たっては、貴社の概要及び借入金の資金用途を説明し、各借入先の理解を得ているという理解で宜しいでしょうか。また、これらの融資契約における融資期間は、いずれも貴社が想定している当社株式への投資期間に対応しているものであるという理解で宜しいでしょうか。さらに、各借入先との間の融資契約における返済期限が投資資金の回収以前に到来した場合、改めて融資契約を締結する（リファイナンスする）ことを想定しているという理解で宜しいでしょうか。

(6) 今後の方針（招集通知記載事項⑤、⑥及び⑧）

Q14 当社株式の今後の保有・追加取得・売却等の方針について具体的にご説明ください。

Q15 今後、当社株式の追加取得を行う方針である場合、現在想定している取得方法及び追加取得の内容を具体的にご説明ください。なお、現在、当社は買収防衛策を導入しておりますが、仮にこれが廃止されたことにより現在の追加取得方針が変更になる場合には、その変更後の追加取得方針もご説明ください。

Q16 今後、当社株式の追加取得その他の投資を行う場合における当社の株主（貴社を除く。）、従業員、取引先その他の当社の利害関係者等への対応方針を具体的にご説明ください。

3. ご回答期限

2020年8月29日（土）

以上

Q8：別表

(貴社及び2019年2月15日付でその保有する当社株式の全部を貴社に譲渡するまで当社の株主であったアルファレオ株式会社(但し、株主名簿上の名義はアルファレオ1号投資事業有限責任組合)の本件助言等)

1. 下表で示した貴社の本件助言等について、当社の企業価値の継続的かつ安定的な向上への貢献の観点から評価してください(以下から数字を選択し該当欄にご記入ください。)

5	よく貢献した
4	どちらかといえば貢献した
3	どちらともいえない
2	どちらかといえば貢献はなかった
1	貢献はない

2. 下表で示した貴社の本件助言等について、当社との合理的で建設的な対話への貢献の観点から評価してください(以下から数字を選択し該当欄にご記入ください。)

3	貢献した
2	どちらともいえない
1	貢献はない

No.	年月	行為	概要	備考	企業価値の継続的かつ安定的な向上への貢献	建設的な対話
1	2015/4/21	決算説明会の開催要請(但し、アルファレオ株式会社による)	開催がなされていなかった決算説明会の開催要請。	左記要請はIR面談にてなされた。		
2	2019/6/7	大量保有報告書に関する「変更報告書」の【保有目的】欄への記載	従業員1名あたりの給与が約200万円である等といった誤解を与える記載。			
3	2019/6/21	第99回定時株主総会 以下の会社提案議案に関する動議 議案①剰余金の配当の件 (普通株式1株当たり1.72円)	議案①に賛成する意向を表明した上で、普通株式1株当たり38.28円の剰余金を追加的に配当する議案の付議を要求し、かかる提案は、議案①の修正動議又は新たな目的事項の追加の株主提案のいずれでもないとの説明。なお、当社は、貴社の意思を尊重し、議長の裁量により動議として総会に諮ったが、結果として否決。			

4	2019/9/11	臨時株主総会（2019.11）の招集請求 議案①取締役の報酬総額（年額）の引下げの件	取締役の報酬総額を年額9,000万円とすることを提案。	2008年2月開催の定時株主総会において、取締役の報酬総額につき年額2億円を上限とする旨の決議がなされている。		
		臨時株主総会（2019.11）の招集請求 議案②剰余金の配当の件	1株につき38.28円を配当することを提案。	2019年6月開催の定時株主総会において、剰余金の配当は普通株式1株当たり1.72円（年額7.72円）とする旨の決議がなされている。		
		臨時株主総会（2019.11）の招集請求 議案③取締役1名解任の件	乾康之を取締役から解任することを提案。	2019年6月開催の定時株主総会において、乾康之を取締役（任期1年）として選任する旨の決議がなされている。		
		臨時株主総会（2019.11）の招集請求 議案④自己株式取得の件	取得価額の総額22億円を限度として金銭の交付をもって取得することを提案。			
		臨時株主総会（2019.11）の招集請求 議案⑤対象会社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）を廃止すること		当社は、議案⑤について取締役会において慎重に検討した結果、株主総会の付議議案としての適法性に疑義があったため、臨時株主総会の付議議案として取り上げなかった。		
5	2019/9/26	第99回定時株主総会の全ての決議について取消訴訟を提起（係争中）	株主総会の決議の方法が法令に違反し又は著しく不正であると主張。			
6	2019/10/23	臨時株主総会（2020.05）の招集許可の申立て（後に当該申立ては認容） 【議案】 第99回定時株主総会で導入が決議された「当社の株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）」の廃止の件	株主総会の付議議案としての適法性に疑義があったため、臨時株主総会（2019.11）の付議議案として取り上げなかった左記議案についての貴社による株主総会招集許可の申立て。			

7	2019/10/29	当社の「ご質問」に対する 貴社の回答（当社が貴社に 送付した2019年10月7日付 「ご質問」に対する回答書 (P6))	臨時株主総会（2019.11） において、取締役乾康之の 解任議案（議案③）が可決 された場合には直ちに乾新 悟氏を取締役として選任す るための臨時株主総会の招 集請求を行う予定である旨 を記載。	当社は、回答書が事実との 相違、憶測、揶揄等を多く 含み、当社の質問状への回 答としては十分ではないと 考えている。 なお、当社は、質問状、回 答書、乾新悟氏作成の抗議 文の全てを開示している。		
		当社の「ご質問」に対する 貴社の回答（当社が貴社に 送付した2019年10月7日付 「ご質問」に対する回答書 (P7))	当社株式の市場価格が 2,000円を下回る限り買増 しを進める旨を記載。			
8	2019/11/4	臨時株主総会（2019.11） 貴社に対する他株主からの 質問に対して回答せず	貴社が面識のない乾新悟氏 の同意を得ないまま同氏を 新取締役候補に推挙したことは 株主権の濫用にあたるので ないかとの株主の質問及び 貴社の親会社の実態につい ての株主からの質問に対し て回答せず。			
9	2019/12/1	乾康之の取締役解任請求訴 訟の提起（係争中）	有価証券報告書において虚 偽記載を行ったこと、臨時 株主総会（2019.11）にお いて貴社提案の「買収防衛 策の廃止議案」を取り上げ なかったこと等が違法であ ると主張。			
10	2020/2/12	貴社HPへの掲載 臨時株主総会（2019.11） の議案①「取締役の報酬総 額引下げの件」否決の無効 確認の訴えの提訴		貴社HPにおいて無効確認 の訴えの提起の事実が公開 されているが、当社は未だ に訴状の受領を確認できて いない。		
11	2020/4/13	貴社HPへの掲載 週刊東洋経済の記事（「乾 新悟 VS. アルファレオで判 明大手損保、信託銀行のお ざなり」）の紹介	臨時株主総会（2019.11） において、当社に委任状を 提出した株主の実名を掲載 した記事を貴社HP上で紹 介。			

12	2020/4/16	<p>第100回定時株主総会における株主提案 議案①取締役報酬のクローバック条項採用の定款変更</p> <p>第100回定時株主総会における株主提案 議案②監査役3名の解任</p> <p>第100回定時株主総会における株主提案 議案③政策保有株式の売却に関わる定款変更</p> <p>第100回定時株主総会における株主提案 議案④第三者割当増資に関わる定款変更</p>				
13	2020/4/21	<p>臨時株主総会（2020.05）の招集通知において保有株式数上位50位までの株主リストを公開</p>	<p>保有株式数上位50位までの法人株主について①名称、②持株数、③持株比率、④直近2回の株主総会での白紙委任状提出状況等を公開。</p>			
14	2020/4/23	<p>貴社HPへの掲載</p>	<p>当社が一部の株主に送付した委任状勧誘関係書類の写し（「委任状勧誘が適法適式に行われているかを確認する必要がある」との貴社の要請を受けて、当社が当該要請の理由を信頼して貴社に提供したもの）を当社に無断で公開。</p>	<p>当社は、臨時株主総会（2020.05）に関する訴訟の和解案の検討に用いるとの貴社の約束に基づき左記委任状勧誘関係書類の写しを提供したのであり、貴社による無断公開は上記約束に反する行為であると認識している。</p>		
15	2020/4/30	<p>貴社HPへの掲載 「虚偽の情報により導入された買収防衛策は「廃止」されるべきこと」の公開</p>				
16	2020/5/7	<p>貴社招集による臨時株主総会（2020.05） 招集通知において、「会場に入場できる株主様の人数は、…最大で3名（招集株主である当社を含みます。）となります」と記載</p>		<p>当社は、会場に入場できる株主の人数を貴社を含み最大で3名に制限する旨を招集通知に記載した貴社の行為は、株主の権利を不当に制約するものであったと認識している。 なお、貴社は、臨時株主総会において、株主6名を入場させた。</p>		

17	2020/5/8	貴社HPへの掲載 臨時株主総会（2020.05） までの経緯をまとめた動画 の公開	保有株式数上位100名のう ち、名称（当社取締役2名 以外の個人を除く。）及び 保有株式数を公開。	当社は、左記動画は、事実 と異なる内容を含むと認識 している。		
18	2020/5/22	貴社HPへの掲載 一部実名を明示した上で の、臨時株主総会 （2020.05）の議案に対す る株主の属性別の議決権行 使結果、当社に対する委任 状提出の有無等の公表				
19	2020/6/10	貴社による当社取締役の違 法行為差止の仮処分命令申 立て（後に当該申立ては却 下）	当社取締役の第100回定時 株主総会における第3号議 案（当社取締役会による貴 社に対する情報提供要請に 関する承認の件）の付議が 違法であると主張。			
20	2020/6/17	貴社による違法行為差止仮 処分命令申立事件の申立却 下決定に対する即時抗告 （後に当該即時抗告は棄 却）	東京地裁における違法行為 差止仮処分命令の申立ての 却下決定に対し、東京高裁 に即時抗告を申立て。			
21	2020/6/18	当社は貴社に対し、有価証 券上場規程等に基づき、決 算情報の提出を求めたが、 現在に至るまで当該決算情 報等は未提出	当社が、貴社が当社の「そ の他の関係会社」に該当す ることを説明の上、有価証 券上場規程等に基づき情報 提示を求めるも、貴社は応 じず。	2020年6月18日付当社プレ スリリース「支配株主等に 関する事項について」参 照。なお、適用される関連 規定に、貴社に対する罰則 はない。 また、貴社は、貴社が当社 の「その他の関係会社」に は該当しないと主張してい る。		